

## 中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会の設置について（案）

平成 24 年 1 月

中央環境審議会総合政策部会

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに第 9 条第 1 項に基づき、総合政策部会に置く小委員会及び専門委員会の設置について、次のとおり決定する。

## 1. 公害防止計画小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「公害防止計画小委員会」を置く。
- (2) 公害防止計画小委員会は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 2 条の 2 第 1 項に基づく公害防止対策事業計画の同意その他公害防止計画に関する事項に関する審議を行う。
- (3) 公害防止計画小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

## 2. 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会

- (1) 議事運営規則第 9 条の専門委員会として、「環境研究・技術開発推進戦略専門委員会」を置く。
- (2) 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会は、環境研究及び環境技術開発を重点的に推進するための戦略の在り方に関する調査を行う。
- (3) 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

## 3. 環境基本計画点検小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「環境基本計画点検小委員会」を置く。
- (2) 環境基本計画点検小委員会は、総合政策部会を補佐するため、環境基本計画の点検に関する事務のうち主として個別の分野の点検に関する審議を行う。

## 4. 環境情報専門委員会

- (1) 議事運営規則第 9 条の専門委員会として、「環境情報専門委員会」を置く。
- (2) 環境情報専門委員会は、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針に関する調査を行う。
- (3) 環境情報専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

## 5. 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会

- (1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」を置く。
- (2) 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会は、環境に配慮した事業活動を一層促進するための方策に関する審議を行う。
- (3) 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

## 6. 環境影響評価制度専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「環境影響評価制度専門委員会」を置く。
- (2) 環境影響評価制度専門委員会は、環境影響評価法の施行の状況及び今後の環境影響評価制度の在り方に関する調査を行う。
- (3) 環境影響評価制度専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

## 7. 環境と金融に関する専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「環境と金融に関する専門委員会」を置く。
- (2) 環境と金融に関する専門委員会は、環境金融の現状と課題及びその促進策について調査を行う。
- (3) 環境と金融に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

## 公害防止計画に関する根拠法の改正

1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。以下「第 2 次一括法」という。）による改正前

### ○環境基本法

第十七条 環境大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
  - 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域
- 2 (略)
  - 3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
  - 4、5 (略)

2. 第 2 次一括法による改正後

### ○環境基本法

第十七条 都道府県知事は、次のいずれかに該当する地域について、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）を作成することができる。

- 一、二 (略)

### ○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

第二条の二 都道府県知事は、公害防止計画において、国又は地方公共団体が実施する前条第三項各号に掲げる事業（政令で定める事業を除く。）並びに下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業に関する計画（以下「公害防止対策事業計画」という。）を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を求めることができる。

- 2、3 (略)